

「2026年度 税制改正要望書」 概要

2025年7月30日

一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会
一般社団法人 日本暗号資産ビジネス協会

- 1. 2026年度税制改正要望書の骨子と背景**
- 2. 所得税：申告分離課税**
- 3. 所得税：寄付に係る税制の明確化と合理化**
- 4. 資産税：評価・取得費に関する整備**
- 5. 暗号資産同士の交換への課税タイミング
の見直し**
- 6. 所得税：税制区分の見直し**

要望骨子

①所得税：申告分離課税

- ・ 20%申告分離課税、損失繰越控除(3年間)を要望
- ・ 分離課税の範囲は、暗号資産の種類及びウォレットの種類により区分しないこと
- ・ 暗号資産の現物取引およびデリバティブ取引の双方を対象とすること

②所得税：寄附に係る税制の明確化と合理化

- ・ 現行の所得税法40条及び同法施行令87条を一律に適用することをやめる
- ・ 所得税法59条や租税特別措置法40条の適用を含めて、暗号資産による寄附を阻害しない税制とする

③資産税：評価・取得費に関する整備

- ・ 相続した暗号資産の譲渡による所得を取得費加算の特例対象に
- ・ 相続財産評価に過去3ヶ月の平均時価の最低額を選択可

④暗号資産同士の交換への課税タイミングの見直し

- ・ 暗号資産同士を交換したタイミングでは課税せず、保有する暗号資産を法定通貨に交換した時点でまとめて課税対象とする

⑤所得税：税制区分の見直し

- ・ 暗号資産の実態を踏まえた税制を構築する観点から、雑所得以外の所得区分がありうることを明らかにすること

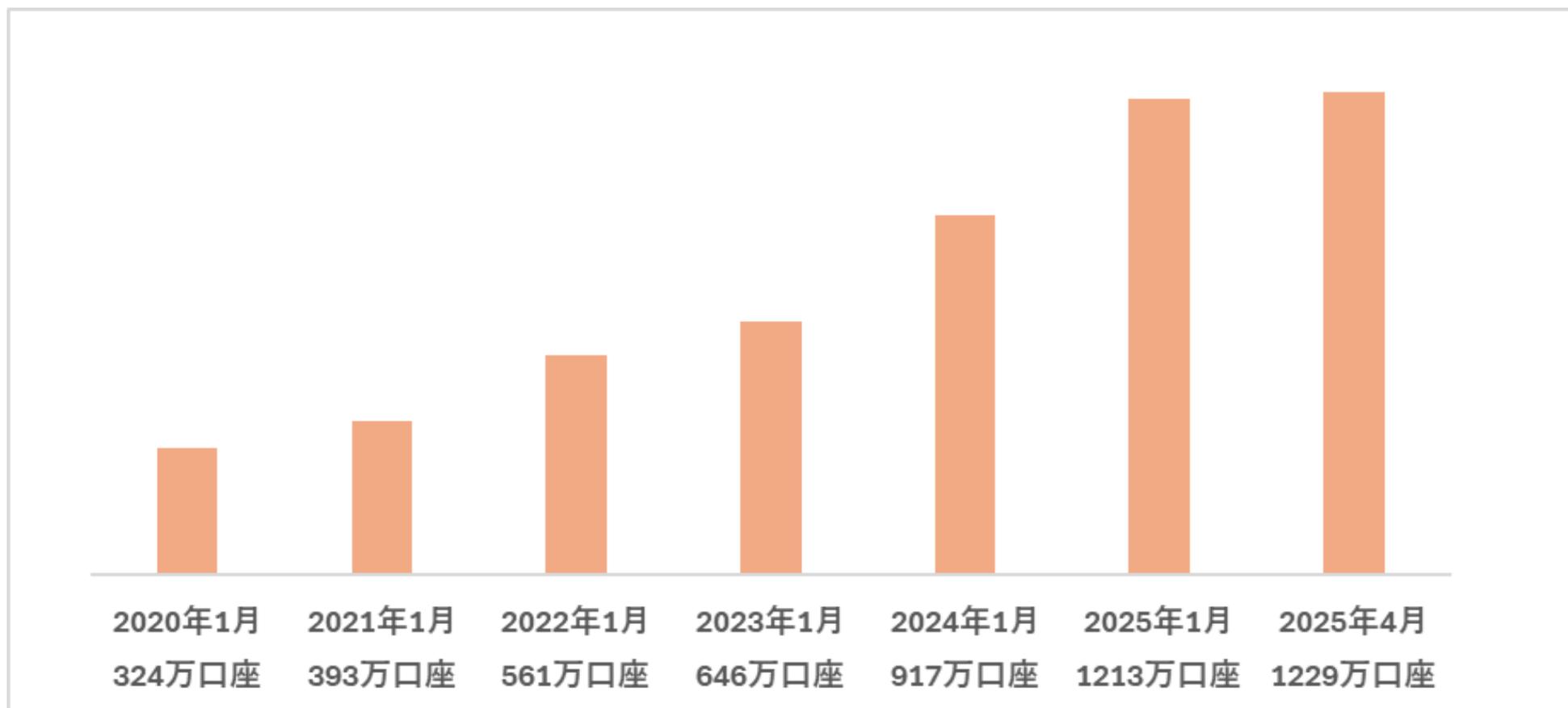
政策動向

Web3.0分野の発展に伴い、政府は政策による後押しを行ってきた

| 年月 | 施策・出来事 | 内容・背景 |
|----------|--|--|
| 2022年3月 | 自由民主党デジタル社会推進本部 NFT政策検討プロジェクトチーム「NFTホワイトペーパー（案）」公表 | Web3.0関連ビジネスの後押しのため、社会基盤やルールの整備が必要と提言 |
| 2022年6月 | 「新しい資本主義のグランドデザインおよび実行計画」「骨太の方針2022」 | ブロックチェーン技術を基盤としたNFTやDAO等、Web3.0の推進に向けた環境整備方針を明記 |
| 2023年4月 | NFT政策検討PTを「web3プロジェクトチーム」に拡大 | Web3.0産業の推進に向けた包括的提言（ホワイトペーパー）をとりまとめ |
| 2023年6月 | 「デジタル・ニッポン2023」提言 | 政府へweb3ホワイトペーパーを提出 |
| 2023年6月 | 「グランドデザイン2023改訂版」公表 | ブロックチェーンの社会変革の可能性を認識し、暗号資産に係る税制改正を含めWeb3.0の推進に向けた環境整備について検討を進める旨を明言 |
| 2024年4月 | 「web3ホワイトペーパー2024」発表 | Web3拡大に対応する論点として暗号資産税制改正の必要性を提言 |
| 2024年6月 | 「骨太の方針2024」閣議決定 | Web3.0のさらなる環境整備に政府として取り組む姿勢を表明 |
| 2024年12月 | 「暗号資産を国民経済に資する資産とするための緊急提言」デジタル社会推進本部・金融調査会 | 暗号資産を国民経済に資する資産とするための施策を提言 |
| 2024年12月 | 令和7年度 与党税制改正大綱 | 暗号資産の業法整備・税制見直しの検討を明記 |
| 2025年5月 | 「デジタル・ニッポン2025」提言 | 開示義務・インサイダー規制・分離課税導入等により暗号資産を信頼性・健全性を備えた“新たなアセットクラス”と社会に位置付けることを目指す旨が明記 |
| 2025年5月 | 「金融調査会提言2025」 | 取引状況や米国の動向等を踏まえた暗号資産を巡る制度のあり方を提言、税制見直しの検討を明記 |
| 2025年6月 | 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」 | 暗号資産を国民の資産形成に資する金融商品とする法案の早期国会提出、税制見直しの検討を明記 |

利用者人口

2025年4月末時点で、国内暗号資産の口座開設数は**1,229万口座**に拡大。国民の10人に1人が口座をもつような広く流布された資産として認知されつつある



出所：JVCEA統計を基に作成

一般社団法人日本暗号資産等取引業協会（JVCEA）暗号資産取引月次データ（2018年9月～2025年4月）

<https://jvcea.or.jp/cms/wp-content/themes/jvcea/images/pdf/statistics/202504-KOUKAI-01-FINAL.pdf>

口座開設数は重複含む。

国内大手企業等のWeb3.0事業への参入の加速

**近年、国内大手企業等のweb3事業への参入が加速
利用者のすそ野も広がり、普及拡大へ
IEO※1は、スタートアップだけでなく大手企業の子会社も活用**

- ・ **楽天、LINEヤフー、メルカリ、ソニー※2**が暗号資産交換業に参入
- ・ **KDDI、NTT Digital**が、バリデータ参画やウォレット提供等で参入※3
- ・ **コロプラ**のweb3ゲーム子会社Brilliantcryptにて、上場企業子会社初のIEOを実施※4
- ・ **コナミ、スクウェア・エニックス**などゲーム大手が、web3ゲーム参入※5
- ・ **トヨタ自動車**や**日産自動車**が、NFTを用いた実証実験やサービス開始 ※6
- ・ **サントリー**や**カルビー**など食品業界が、NFTやweb3ゲームで参入 ※7
- ・ **東京電力パワーグリッド**や**JR東日本**が、web3サービスへの参入 ※8
- ・ **大阪・関西万博**におけるWeb3.0デジタルウォレットの導入※9

※1. 発行体が新たに発行した暗号資産を暗号資産交換業者が審査・販売することで資金を調達する新たな手法。現在までに8件のIEOが実施。

※2. <https://www.neweconomy.jp/posts/400214>, <https://www.coindeskjapan.com/270359/>

※3. <https://www.neweconomy.jp/posts/355340>, <https://www.neweconomy.jp/posts/324967>

※4. <https://www.coindeskjapan.com/233030/>、※5. <https://www.coindeskjapan.com/237222>

※6. <https://www.coindeskjapan.com/233374/>, <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000139.000009883.html>

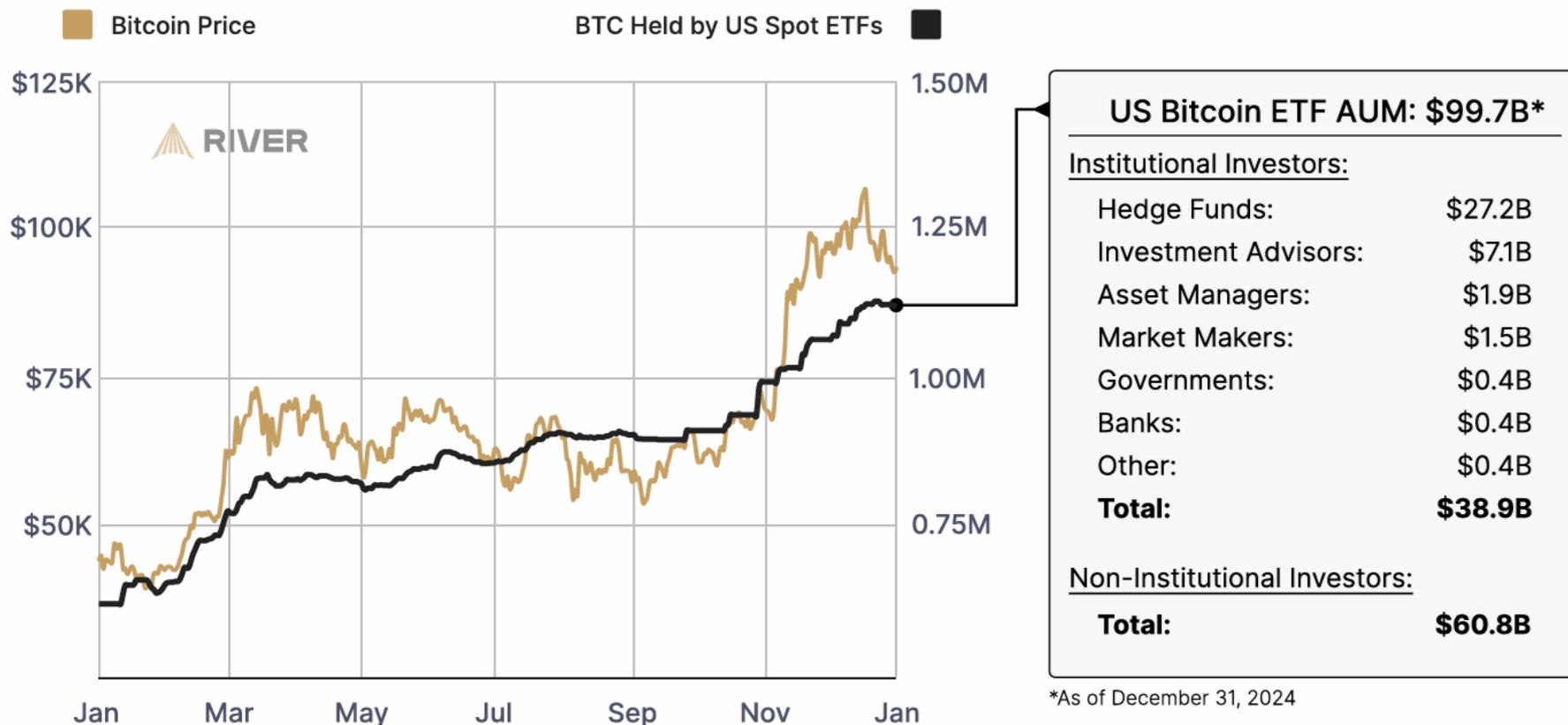
※7. <https://www.coindeskjapan.com/262669/>, <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000001400.000030525.html>

※8. <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000200.000047612.html>, <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000001016.000017557.html>

※9. <https://www.expo2025.or.jp/news/news-20231023-04/>

機関投資家の参入 米国ビットコイン現物ETFの市場規模は1000億ドル 機関投資家のシェアは約40%

US Spot Bitcoin ETFs Reached \$100B, Driving 2024 Price Action



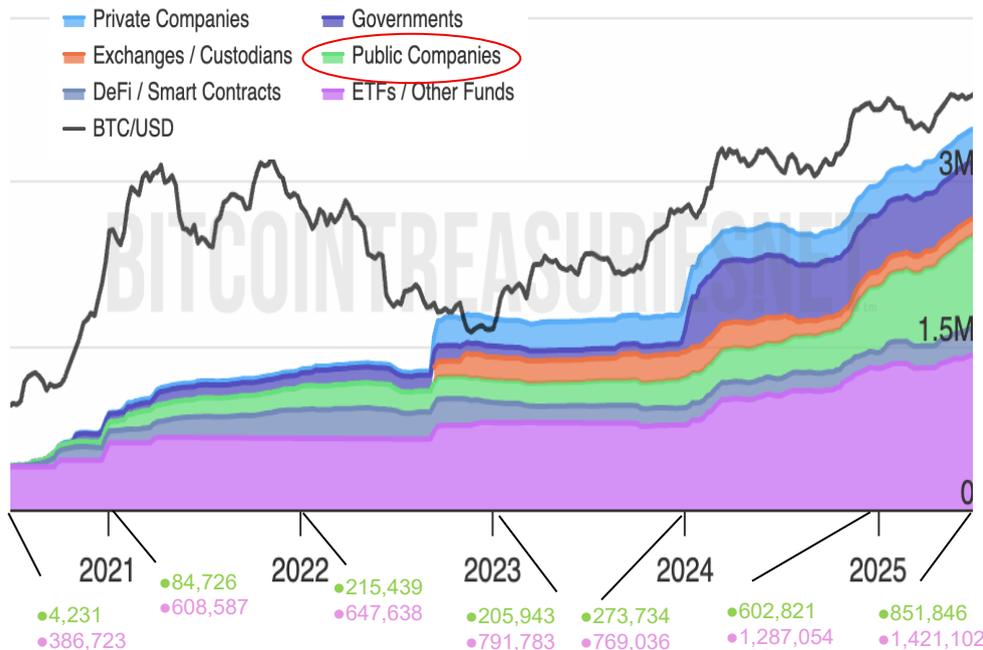
グローバルでの暗号資産トレジャリー企業の出現

株式市場にも影響を及ぼすBTCトレジャリー企業の動向

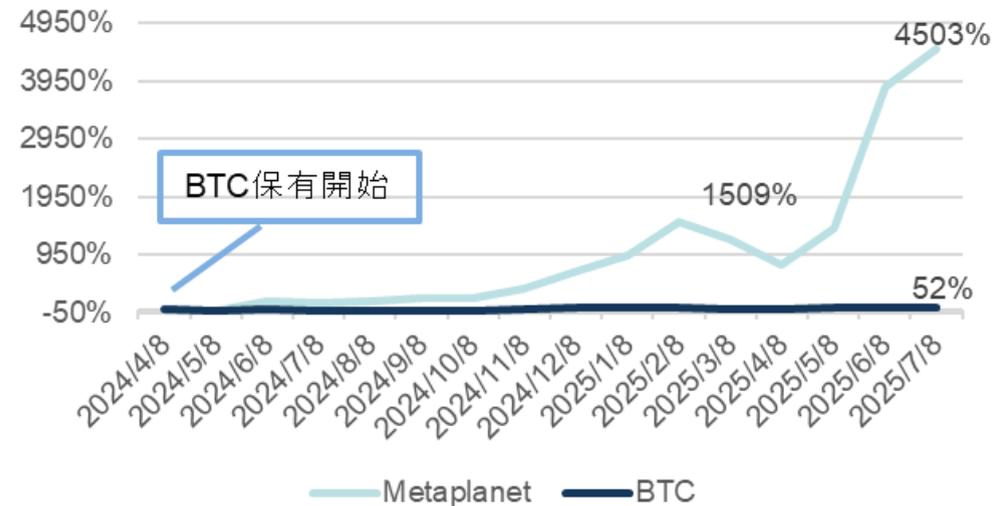
- BTCトレジャリー企業*1によるBTC取得を目的とした資本市場の活用が2024年後半より急速に進んでいる
- その結果、BTCトレジャリー企業の株価がBTCの価格上昇率を大きく超える上昇を見せている（株式市場にバブルを生んでいる状況）
- 今後、BTC以外の暗号資産にも同様の動きが出て来ている

個人投資家は分離課税で大きな投資リターンを得られるため、直接BTCを購入するメリットが少ない
中立性のない税制となってしまう

BTCのエンティティ別保有分布の推移



Metaplanet社株価とBTC価格の上昇率比較



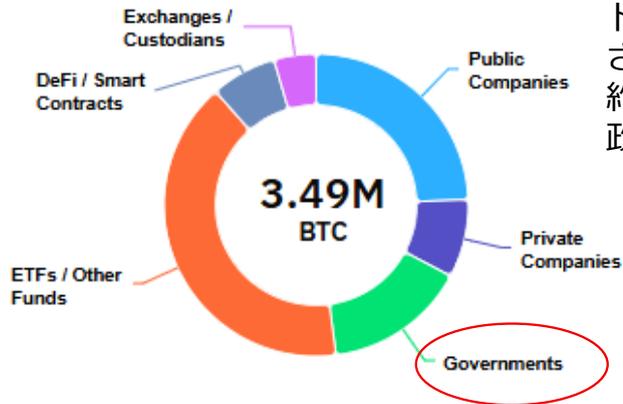
※1. 企業のバランスシート上にBTCを主要な準備資産として長期保有することを戦略とする企業
出所：<https://bitcointreasuries.net/> 2025年7月8日時点

米政府、州によるビットコイン保有の検討

現物BTCの政府による保有、米国各州の「ビットコイン準備金」の状況

BTC in Treasuries

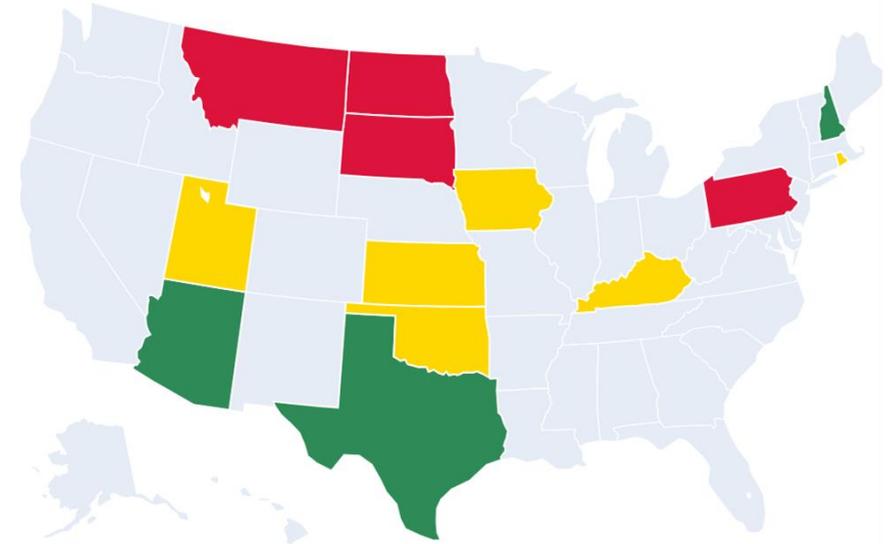
30 days ↑2.33%



トレジャリーとして保有される349万BTCのうち、約53万BTC (15%) が政府によるもの

| BITCOIN TREASURIES NET | | Bitcoin ↑↓ | In USD ↑↓ ⓘ |
|------------------------|--|------------|-------------|
| us | United States | 198,012 | \$21,497M |
| CN | China | 190,000 | \$20,628M |
| GB | United Kingdom | 61,245 | \$6,649M |
| UA | Ukraine (holdings of public officials) | 46,351 | \$5,032M |
| KP | North Korea | 13,562 | \$1,472M |
| BT | Bhutan | 11,924 | \$1,295M |
| SV | El Salvador | 6,230 | \$676M |
| VE | Venezuela | 240 | \$26M |
| FI | Finland | 90 | \$10M |
| us | Roswell, New Mexico | 0 | \$0M |
| BG | Bulgaria | 0 | \$0M |
| DE | Germany | 0 | \$0M |
| Total: | | 527,654 | \$57,285M |

米国各州の「ビットコイン準備金」法案の状況



■ : 法案可決、 ■ : 法案審議中、 ■ : 法案否決

2025年5月6日にニューハンプシャー州でビットコインを州の資産として購入できる法律が可決されて以降、アリゾナ州、テキサス州で同様の法律が可決
 テキサス州は実際に州財源 (\$10mm) でビットコインを買い付け、州の戦略的準備金として組み入れるという実質的な投資を開始

米国の暗号資産規制の動向

米国で立法したDigital Asset Market CLARITY Act

従来、米国の暗号資産市場は「執行による規制」という不確実性の霧に包まれていた。これはイノベーションを阻害し、企業を海外へと追いやる原因となった。



不確実性

どの資産が「証券」なのか曖昧で、法的リスクが常に存在。



イノベーションの阻害

企業は訴訟を恐れ、より明確な規制を持つ国へ流出。



消費者保護の欠如

FTX破綻のような事件が起こり、明確なルールが必要が浮き彫りに。

米国では暗号資産法制戦略を、これまでの法執行によるルールメイキングから、立法化によるルールメイキングに大転換し、7月17日に下院を通過したDigital Asset Market CLARITY Actを通じ、DeFiを含む様々な暗号資産ビジネスにおける証券法の適用範囲を明確にする方針を明らかにしている。

UNITED STATES HOUSE COMMITTEE ON
FINANCIAL SERVICES
CHAIRMAN FRENCH HILL

About Us Schedule News

Press Releases

House Announces Week of July 14th as “Crypto Week”

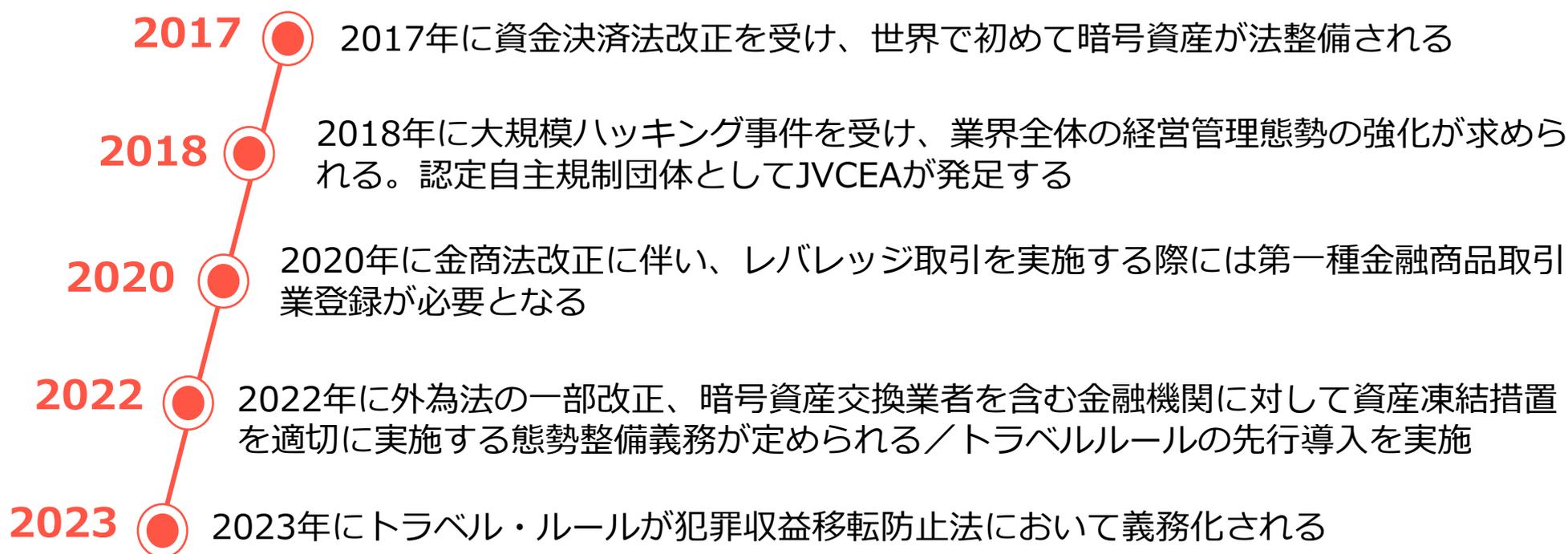
Washington, July 3, 2025

Today, House Committee on Financial Services Chairman French Hill (AR-02), House Committee on Agriculture Chairman GT Thompson (PA-15), and House Leadership announced that the week of July 14th will be “Crypto Week.”

The House of Representatives looks forward to considering the CLARITY Act, the Anti-CBDC Surveillance State Act, and the Senate's GENIUS Act as part of Congress' efforts to make America the crypto capital of the world.

日本における暗号資産規制の経緯

日本では2017年の資金決済法改正を受けて、**世界で初めて暗号資産取引が法律で認められた**。また、暗号資産交換業者は**金融機関としての経営管理態勢**が求められる



暗号資産の金商法における法整備に関する議論

暗号資産が金商法において位置づけられる法令改正が行われた場合には、税制改正大綱の記載のとおり、暗号資産取引に係る課税が見直され、個人の所得課税における分離課税が導入されることになるものと期待される

- 令和7年度与党税制改正大綱「暗号資産取引に係る課税については、一定の暗号資産を広く国民の資産形成に資する金融商品として業法の中で位置づけ、上場株式等をはじめとした課税の特例が設けられている他の金融商品と同等の投資家保護のための説明義務や適合性等の規制などの必要な法整備をするとともに、取引業者等による取引内容の税務当局への報告義務の整備等をすることを前提に、その見直しを検討する。」
- 金融庁は令和6年秋から、暗号資産の法制度上の位置づけに関する勉強会を開催
- 令和7年4月10日「暗号資産に関連する制度のあり方等の検証」と題するディスカッション・ペーパーを公表。規制見直しの基本的な考え方として「金商法の仕組みやエンフォースメントを活用することも選択肢の一つと考えられる」とされている
- 同年6月25日には金融審議会総会が開催され、加藤金融担当大臣から「暗号資産を巡る制度のあり方に関する検討」が諮問された結果、上記ディスカッション・ペーパー等に基づき審議が行われ、暗号資産制度に関するワーキンググループ（仮）を設置して、詳細な制度設計に関する議論を進めることとされた

- **Web.3.0推進が日本の成長戦略に**
- **国内暗号資産市場の拡大・成長（口座数1,200万口座、国内上場企業によるWeb3.0領域への参入）**
- **一方、海外ではさらなる市場拡大**
 - ・ BTCやETHの現物ETFの組成拡大
 - ・ 米国政府の暗号資産政策の大転換
 - ・ 米国の複数州でBTCを準備金として保有
 - ・ グローバルでの暗号資産トレジャリー企業の出現
- **国内では並行してマネーロンダリング等への対応強化及び利用者保護や業界全体の健全化が進展**
- **暗号資産が国民の資産形成に資するアセットクラスへ**



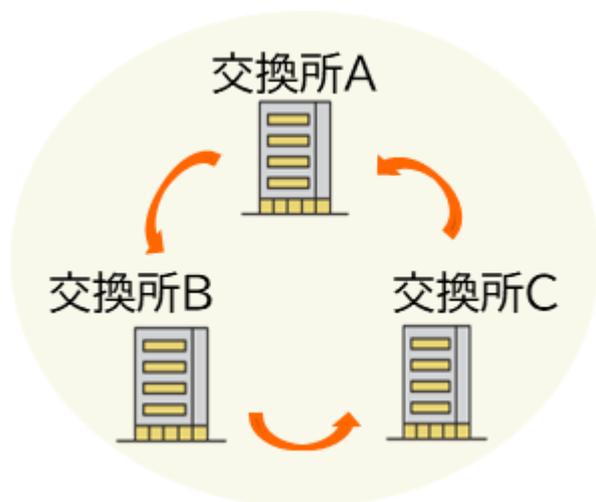
**Web3.0市場及び企業の育成や、海外競争力強化のため
暗号資産税制は不可欠かつ急務**

要望内容（申告分離課税）

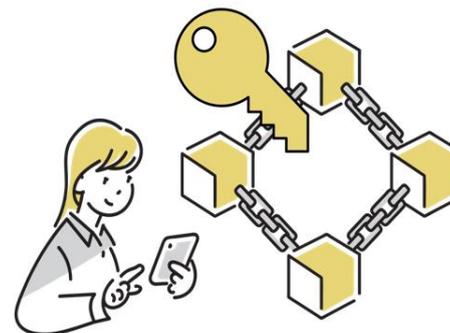
- 暗号資産取引にかかる利益への課税方法は、
20%の申告分離課税とし、損失については翌
年以降3年間、暗号資産に係る所得金額から繰
越控除ができることを要望する
- 分離課税の範囲は、暗号資産の種類及びウォレ
ットの種類により区分しないこと
- 暗号資産の現物取引およびデリバティブ取引の
双方を対象とすること

申告分離課税による納税の推進

ブロックチェーン外の取引所



ブロックチェーンに紐づいて
投資家自身が管理するウォレット



**複数の交換所や個人が管理するウォレットが存在する
Web3.0の特性上、取引や取得原価の一元把握が困難**

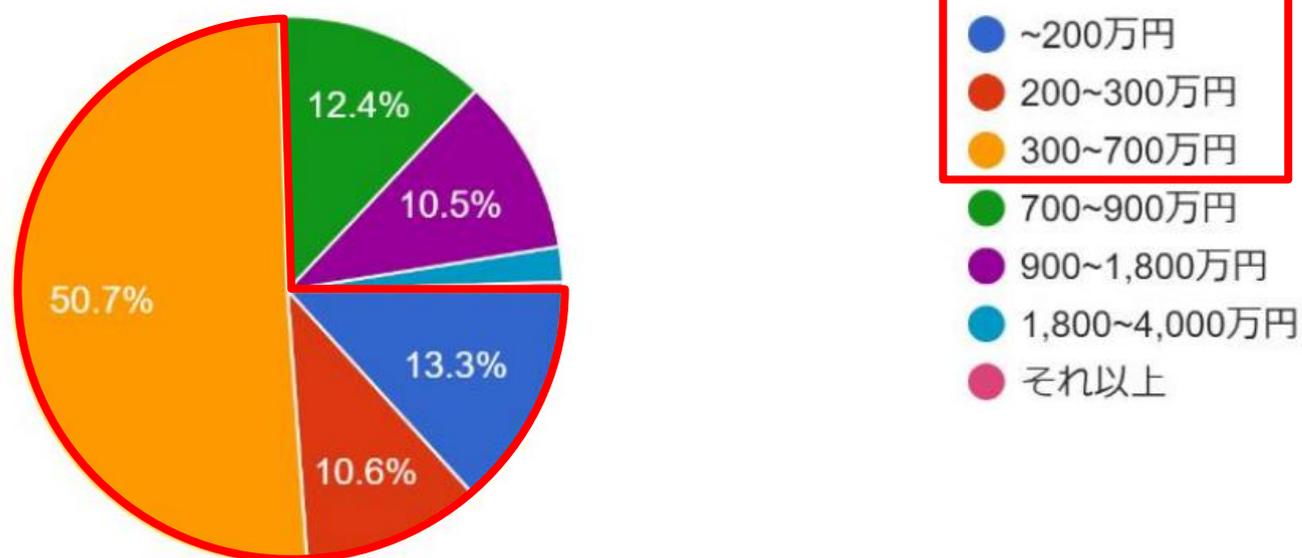


**申告分離課税により
適正かつ積極的な申告を促進
より健全な納税を推進**

暗号資産投資家への年収に関するアンケート結果

Q2. ご自身の年収（暗号資産による所得を除く）を教えてください。

26,002 件の回答



**暗号資産は約7割の中間所得層の資産形成に寄与
分離課税は政府の掲げる「貯蓄から投資へ」の
流れとも親和性が高い**

各国税制比較

| | |
|------|--------------------------------------|
| 日本 | 雑所得として総合課税(支払手段) |
| | 税率最大55% |
| | 年末調整済み給与所得者で、該当所得20万円以下なら、確定申告不要 |
| アメリカ | キャピタルゲイン課税（通貨ではない資産） |
| | 1年以上保有した場合、税率最大20% |
| | 1年未満の保有の場合は通常の累進課税 |
| イギリス | キャピタルゲイン課税（のれん以外の無形資産） |
| | 20%固定税率（納税者区分による） |
| ドイツ | キャピタルゲイン課税（その他資産） |
| | 年間利益が600ユーロ以下の場合には課税されない |
| | 1年以上保有している場合には原則課税されない |
| フランス | キャピタルゲイン課税（投資資産） |
| | 30%固定税率(12.8%、社会保険料負担17.2%)と累進税率を選択可 |
| | 年間利益が305ユーロを超えない限りは課税されない |

**先進国比でも突出した税率適用税率の違いは、納税者の海外移住を誘因
利用者人口の流出を防ぐことは、これまで整備してきた交換業規制や
法人税、電子決済手段等の規制環境の優位性を生かすために必須**

他の金融商品との中立性、公正な事業環境

暗号資産を金商法下に移行した場合

現行：資金決済法

暗号資産現物
= 総合課税



株式、債券等
= 分離課税

金商業での
取扱商品

暗号資産現物
= 現行のままでは
総合課税

暗号資産現物ETF
= 分離課税となる可能性

*日本で取扱可能になった場合

暗号資産交換業での取扱商品

- 投資環境や資産形成に対して**株式等と暗号資産との資産クラス間で中立性を欠く**
- 暗号資産現物ETFが取扱可能となった場合、暗号資産現物と暗号資産現物ETFの間に税制の歪みが生じ、**事業者の公正な競争環境を阻害するおそれ**



**他の金融商品との中立性と整合性を確保し
革新的な分野に挑戦するスタートアップに
公正な競争環境を提供する必要がある**

分離課税を適用する暗号資産の範囲

ウォレット等のブロックチェーンに紐づくサービスを展開する Web3.0スタートアップは国内に多数存在 これまで多くの投資や雇用を創出

■（一社）日本暗号資産ビジネス協会 会員事業者の業種分類

約38%がブロックチェーン上の取引に関連する事業者

2023年3月以降に加盟した同ビジネスを行う事業者は30社以上

政府による後押しを受け、交換所以外の事業者の参入が活発化

| 業種 | 社数 | 割合 |
|----------------------------------|-----|-----|
| オンチェーン関連ビジネス事業者※1 | 41 | 30% |
| 一部オンチェーン関連ビジネスを行う事業者 | 11 | 8% |
| 暗号資産交換業者 | 21 | 15% |
| 暗号資産交換業周辺事業者 | 15 | 11% |
| その他…証券会社、弁護士法人、監査法人、投資全般メディアなど※2 | 48 | 35% |
| 合計 | 136 | |

*2025年3月時点

■世界のWeb3.0事業者・プロジェクト調査
暗号資産交換所に分類されるのは5%に留まり、
95%がオンチェーン関連ビジネス事業者やプロジェクト*3

Web3.0エコシステムの大半は、ブロックチェーン上の取引に関連するサービスにより担われている

暗号資産交換所を通じて行われる取引のみを分離課税の対象とした場合

これらのオンチェーン関連ビジネスのスタートアップ等に不利な競争環境となり
スタートアップ振興やWeb3.0立国などの国家戦略を妨げる

国家戦略の実現には、暗号資産の種類や保管・取引手段（交換所や個人ウォレットなど）に関わらず、一律に分離課税とする制度設計が不可欠

※1. メディアや損益計算サービスなど、事業の一部に暗号資産交換業者との間でビジネスを行う事業者も含む。

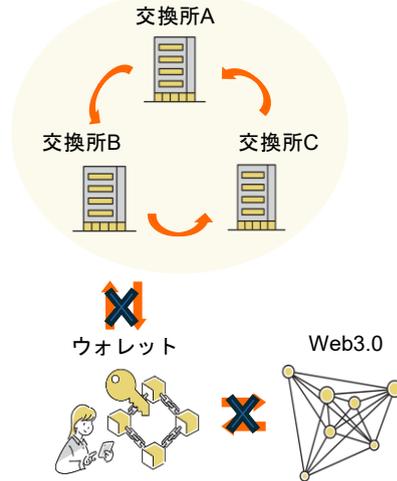
※2. 暗号資産交換業およびオンチェーン関連ビジネス全般の拡大に期待し加盟している周辺事業者等

※3. 出所：Electric Capital, 「Crypto Market Map」 <https://www.cryptomarketmap.org/>, 2024

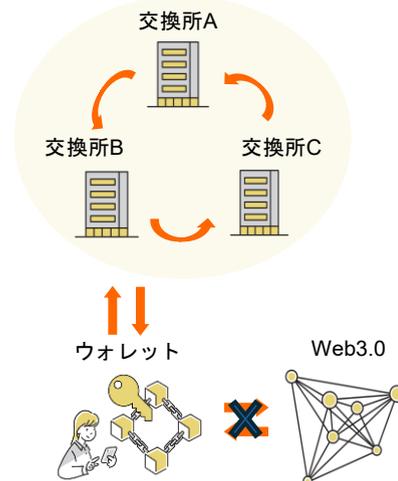
分離課税の適用範囲を限定した場合に生じうる問題点

JCBA提案

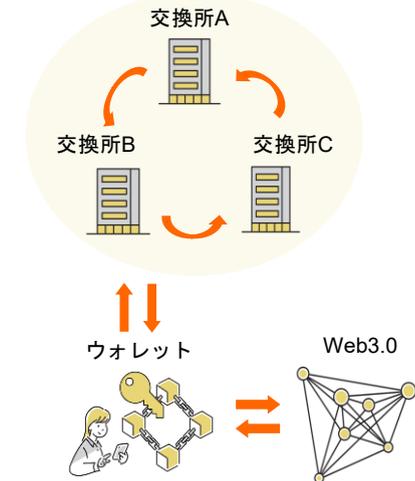
① 分離課税を 交換所の取引のみに限定



①' 分離課税を交換所の取引のみに 限定（ウォレットの入出金はあり）



② 分離課税を暗号資産の種類や 保管・取引の手段に関わらず一律に適用



| 計算方法 | <ul style="list-style-type: none"> 総平均法、または移動平均法 | <ul style="list-style-type: none"> 総平均法、または移動平均法 | <ul style="list-style-type: none"> 総平均法、または移動平均法 |
|----------------|--|--|--|
| 概要 | <ul style="list-style-type: none"> 暗号資産の取得（入口）と譲渡（出口）が交換所の中だけで完結されている状態のみ分離課税 取得か譲渡に交換所外の取引が混ざっている場合はすべて総合課税 | <ul style="list-style-type: none"> ウォレットへ暗号資産を移動させても、そこで保管のみを行っている場合であれば、理論的には入口と出口が交換所だけで完結されている状態となり、分離課税の対象と考えられる 各ウォレットにおいて、交換所間の移動のみかどうかを交換所では把握できないので、保管のみであることをどう立証するのか実務的な課題が残る結果①に収められる可能性も | <ul style="list-style-type: none"> 分離課税を暗号資産の種類や保管・取引（交換所、個人ウォレット等）に関わらず一律に適用する ウォレットを通じたブロックチェーン上の取引を申告分離課税に含めることで、投資家にとってウォレットアドレスを提出するインセンティブが働き、第三者が取引履歴を作成しやすくなる。ブロックチェーン取引を自動識別するサービスの活用と合わせることで、結果として取引の捕捉性が高まる可能性 |
| Web3.0 への影響 | <ul style="list-style-type: none"> ウォレットへの移動がなくなり、交換所に閉ざされた取引のみとなる ウォレットへの移動がなくなるため、Web3での取引も大幅に減少する。個人ウォレットの取引はWeb3.0の根幹であり、交換所取引のみを分離課税とすることは国際基準から逸脱 セキュリティ。交換所のハッキングリスクを回避する術として、個人がウォレットで保管する方法があるが、この方法をとれなくなる 暗号資産取引所とブロックチェーン関連事業者間で不公正な競争環境が生じる | <ul style="list-style-type: none"> セキュリティ感度の高い投資家はウォレットでの保管を実施可能 ウォレットを使ったWeb3.0の取引は、①同様大幅に減少する | <ul style="list-style-type: none"> Web3.0の根幹であるウォレットを通じたブロックチェーン上の取引を阻害しないことは国際基準と合致。グローバル基準の税率となることで、個人の取引の活発化に繋がり、これまで整備された国内関連規制の後押しを受けて国内Web3.0の発展が見込まれる 既存のスタートアップ等オンチェーン関連事業者のビジネスを後押しする施策となり、スタートアップ振興やWeb3.0立国を掲げてきた国家戦略とも合致 |

要望内容（寄付）

暗号資産を寄附・贈与した場合に現行の所得税法40条及び同法施行令87条を一律に適用するのではなく、以下の適用等を通じて、寄附による税負担を適正化し、暗号資産の公益的活用を阻害しない制度を要望する

- **所得税法59条の適用**
- **法人に対する贈与等に限って時価課税を適用**
- **租税特別措置法40条の適用可能性の明示**

■ 暗号資産の寄附は、他の資産にはないメリットがある

- ① 安価で簡易な決済システム
- ② 緊急支援や国境をまたいだ寄附との親和性
- ③ 透明性など

特に大規模災害時の緊急支援など迅速かつ効果的に寄附が可能
(米国：2021年時点で慈善団体への暗号資産寄附の規模が4億ドル)

■ 暗号資産を保有している個人や法人が、国、地方公共団体、公益法人やNPO 法人等に対して暗号資産を寄附したい要請が存在

■ ただし、暗号資産による寄附には次の課題がある

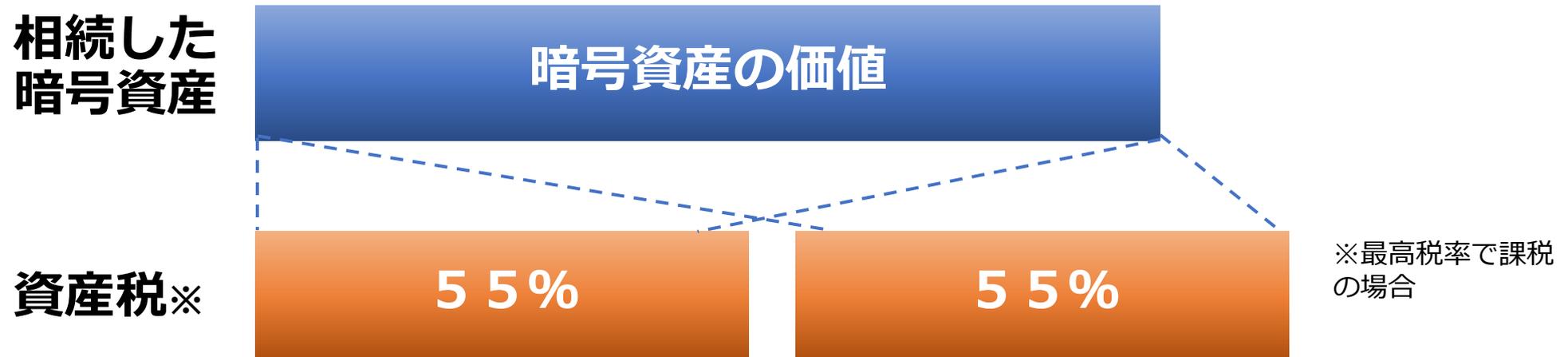
- 個人が暗号資産を寄附した場合には、その暗号資産の寄附時の時価を収入金額に計上する必要がある（所得税法40条1項1号、所得税法施行令87）
- 暗号資産に含み益が生じている場合、寄附によってその含み益が課税対象に含まれてしまうことがある

このような取扱いによって暗号資産による寄附が阻害されている

要望内容（資産税）

- 譲渡時の譲渡原価計算において「取得費加算の特例」の適用対象とすること
- 相続財産評価において、相続日の最終価格に加えて、相続日の属する月の過去3ヶ月の平均時価のうち最も低い額を選択可能とすること

背景：



相続時

相続時点の時価で課税

売却時

- ・ 被相続人の取得原価を引き継いで課税
- ・ 取得費加算の特例なし (雑所得のため)

**相続した暗号資産の価値を
超える過大な税負担**

要望内容（暗号資産同士の交換）

- 暗号資産取引に関する損益は、暗号資産同士を交換したタイミングでは課税せず、保有する暗号資産を法定通貨に交換した時点でまとめて課税対象とすることの検討を要望する
- なお、前記の項目と異なり、本要望は制度上の整理にとどまらず、新たな計算方法の採用など検討を要する事項が残るため、まずは前記の項目の改正を優先することを要望する

論点について

**暗号資産同士の交換に際しての課税の繰り延べは、以下のよう
な理論面・実務面の検討を考慮し、慎重に検討していく必要
がある**

- ・ **税制の公平性**：他の資産や投資対象との交換の場合との公平性をどう担保するか（株や不動産など他の資産の売買による利益は所得税の対象であるのに対し、暗号資産同士の交換による利益は所得税の非対象となる場合など）
- ・ **所得の計算方法**：従来の計算方法の見直しが必要（総平均法では年間を通じて取得した通貨の平均単価が当該通貨の簿価となるため、暗号資産同士の交換は場合によって簿価計算に循環が生じ、簿価の確定が不可能）。また、従来よりも更に複雑な計算が必要となり、納税者及び税務当局における負担の増加も懸念される

要望内容（税制区分の見直し）

暗号資産の保有目的が多様化している実態に即し、一律に雑所得とする現行制度を以下の通り見直すことを要望する

- **譲渡所得等とする可能性を含めた法制度整備を中長期的な課題として提示すること**
- **特に営利目的で継続的に売買していない暗号資産については、保有期間や目的に応じた課税方法の再検討を行うこと**

背景1. 暗号資産の所得区分の見直し

所得税法施行令87条は、準たな卸資産、有価証券で事業所得の基
因となるもの及び暗号資産が「たな卸資産」に含まれることを定
めている※1

一方で、現状は・・・

暗号資産以外の資産が販売目的で保有しているかの保有目的に限
られるが、暗号資産は投資目的や販売以外の業務目的で保有して
いる場合にも、一律に、「たな卸資産」に含める取扱いになって
いる。



**しかしながら、暗号資産の保有目的は多様化しており※2
現在実態に合わないものになっている**

※1ただし「棚卸資産」の定義からは暗号資産が除かれている

※2売買目的や支払手段・決済手段目的で保有しているものの長期で保有する
もの、他人から預かっているもの、ガバナンス目的、売買以外の投資目的、バ
リデータ業務目的、流動性供給目的等

一般社団法人 日本暗号資産ビジネス協会（JCBA）事務局

〒107-6012 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル 12階

E-mail : info@cryptocurrency-association.org